

2025年6月25日

執行役決定証明書

東京都港区港南1丁目7番1号
ソニーグループ株式会社
代表執行役 十時 裕樹

当社RSU規程に従い、代表執行役の権限により、下記のとおり、事後交付型株式報酬として譲渡制限付株式ユニット(RSU)を付与することを決定したことを証します。

記

1. 決定日

2025年6月25日

2. 対象者及び付与するユニットの数

プランB

①当社の従業員

(1) 対象者数：2人

(2) 付与ユニット数：128,780ユニット

②当社子会社の取締役及びその他の役員

(1) 対象者数：7人

(2) 付与ユニット数：436,888ユニット

プランC

①当社の従業員

(1) 対象者数：1人

(2) 付与ユニット数：16,330ユニット

②当社子会社の取締役及びその他の役員

(1) 対象者数：23人

(2) 付与ユニット数：153,013ユニット

③当社子会社の従業員

(1) 対象者数：358人

(2) 付与ユニット数：1,478,396ユニット

※付与対象者の氏名及び個人別の付与ユニット数は省略

3. 付与日

2025年7月25日（予定）

4. ユニットに適用される権利確定方法（プラン）及び権利確定日の決定方法

プランB

ユニットの付与日から3年後の応当日が属する月の翌月1日（但し、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）までの間、対象者が継続して当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とし、当社と併せて以下「当社グループ会社」という。）の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該応当日が属する月の翌月1日（但し、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、対象者が保有しているユニット全てについて権利確定する。但し、権利確定前に、対象者が死亡、その他当社の報酬委員会又は当社の代表執行役が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、権利確定の時期及びRSU交付株式数は以下のとおりとする。

（1）対象者の死亡による地位喪失の場合

ア 権利確定の時期

RSU規程第5.4条第2項に基づく当社の承認がなされた時点

イ RSU交付株式数

次の(i)に定める数に、次の(ii)に定める数を乗じた数とする。但し、当社の報酬委員会又は人事を担当する上級役員は、RSU交付株式数を合理的な範囲で調整することができるものとする。

（i）対象者の死亡時点において対象者が保有しているユニットの数

（ii）ユニットの付与日を含む月から対象者が死亡した日を含む月までの月数を36で除した数

（2）前号以外で当社の報酬委員会又は当社の代表執行役が正当と認める理由による地位喪失の場合

ア 権利確定の時期

対象者の地位喪失後翌月1日の時点（但し、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日。なお、当社は、事務処理の観点から、権利確定する日を合理的な範囲で調整することができるものとする。）

イ RSU交付株式数

次の(i)に定める数に、次の(ii)に定める数を乗じた数とする。但し、当社の報酬委員会又は当社の代表執行役は、RSU交付株式数を合理的な範囲で調整することができるものとする。

（i）対象者の地位喪失時点において対象者が保有しているユニットの数

(ii) ユニットの付与日を含む月から対象者の地位喪失日を含む月までの月数を 36 で除した数

プラン C

ユニットの付与日から次の a 乃至 c に掲げる日までの間、対象者が継続して当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該 a 乃至 c に掲げる日（但し、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、順次、当該区分に掲げる数（但し、a 及び b において 1 未満の数が生じた場合は、これを切り捨てる。）のユニットを権利確定する。

＜権利確定日＞ 2024年6月30日 ～ 2024年7月15日
＜権利確定するユニット＞

- a) 付与日の1年後の応当日が属する月の翌月1日 付与したユニットの数に3分の1を乗じた数
- b) 付与日の2年後の応当日が属する月の翌月1日 付与したユニットの数に3分の1を乗じた数
- c) 付与日の3年後の応当日が属する月の翌月1日 付与したユニットの数から、上記a及びbの数を差し引いた数

但し、権利確定前に、対象者が死亡、その他当社の報酬委員会又は当社の代表執行役が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、権利確定の時期及びRSU交付株式数は以下のとおりとする。

(1) 対象者の死亡による地位喪失の場合

ア 権利確定の時期

RSU 規程第 5.4 条第 2 項に基づく当社の承認がなされた時点

1 RSU 交付株式数

(i)に定める数に、(ii)に定める数を乗じた数から、(iii)の数を減じた数とする。但し、当社の報酬委員会又は人事を担当する上級役員は、RSU 交付株式数を合理的な範囲で調整することができるものとする。

(j) 対象者が付与されたユニットの数

(ii) ユニットの付与日を含む月から対象者が死亡した日を含む月までの月数を 36 で除した数

(iii) 対象者の死亡時点において、既に権利確定がなされたユニットの数

(2) 前号以外で当社の報酬委員会又は当社の代表執行役が正当と認める理由による地位喪失の場合

ア 権利確定の時期

対象者の地位喪失後翌月1日の時点（但し、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日。なお、当社は、事務処理の観点から、権利確定する日を合理的な範囲で調整することができるものとする。）

イ RSU 交付株式数

- (i) に定める数に、(ii) に定める数を乗じた数から、(iii) の数を減じた数とする。但し、当社の報酬委員会又は当社の代表執行役は、RSU 交付株式数を合理的な範囲で調整することができるものとする。
- (i) 対象者が付与されたユニットの数
- (ii) ユニットの付与日を含む月から対象者の地位喪失日を含む月までの月数を 36 で除した数
- (iii) 対象者の地位喪失時点において、既に権利確定がなされたユニットの数

5. その他

- (1) RSU 規程第 3.2 条第 10 項の規定に基づき、当社株式の交付が困難な特段の事情が生じた場合その他当社が必要と認める場合には、当社は、その裁量により、対象者に対して同等の価値を有する金銭を支給することにより、当社株式の交付に代えることができるものとする。
- (2) RSU 規程第 5.4 条第 3 項の規定に基づき、対象者が死亡した場合には、適用ある法令に基づき当該ユニットを承継する者（以下「承継者」という。）が承継した当該ユニットについては、当社は原則として、当該ユニットに対応する当社株式の交付に代えて、それと同等の価値を有する金銭として権利確定日の当社株式の時価を基準として当社が決定する額の金銭を承継者に対して支払うものとする。
- (3) 本決定に基づく RSU の付与に関する細目的事項の決定及び関連する行為の実施については、当社の人事を担当する上級役員に一任するものとする。

以上